

25 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

給与条例第12条

(1) 特殊勤務手当の種類

特殊勤務手当条例

第2条

- 1 県税事務従事手当
- 2 社会福祉業務手当
- 3 技術者養成業務手当
- 4 動植物等取扱手当
- 5 船舶乗組手当
- 6 用地買収等業務手当
- 7 消防訓練業務手当
- 8 航空手当
- 9 防疫等作業手当
- 10 精神障害者診察立会等業務手当
- 11 有害物等取扱手当
- 12 野犬等取扱作業手当
- 13 鳥獣捕獲等作業手当
- 14 立入検査等業務手当
- 15 死体処理手当
- 16 特殊現場等作業手当
- 17 異常圧力内作業手当
- 18 災害応急作業等手当
- 19 兼務教育職員手当
- 20 夜間課程勤務手当
- 21 多学年学級担当手当
- 22 入学者選抜業務手当
- 23 教員特殊業務手当
- 24 教育業務連絡指導手当
- 25 犯罪捜査等作業手当
- 26 少年警察補導手当
- 27 鑑識手当
- 28 交通取締手当
- 29 警ら手当
- 30 看守手当
- 31 機械保守手当
- 32 夜間特殊業務手当
- 33 交通捜査業務手当
- 34 術科指導手当
- 35 爆発物等取締業務手当
- 36 緊急業務呼出手当
- 37 山岳遭難救助作業手当
- 38 核原料物質等輸送警備手当
- 39 銃器犯罪捜査従事手当
- 40 身辺警護等作業手当
- 41 海外犯罪情報収集作業手当
- 42 犯罪被害者等支援業務手当

(2) 共通的事項

(ア) 併給禁止

- (i) 給与条例第8条の規定により給料の調整額を受ける職員には、次に掲げる手当は支給しない。
- a 社会福祉業務手当
 - b 動植物等取扱手当（第6条第1項第1号の業務、同項第2号ロの作業及び同項第5号の業務に係るものに限る。）
 - c 船舶乗組手当（第7条第1項第3号の業務に係るものに限る。）
 - d 防疫等作業手当
 - e 精神障害者診察立会等業務手当
 - f 有害物等取扱手当（第13条第1項第2号の業務に係るものに限る。）
 - g 立入検査等業務手当（第15条第1項第1号ロ、第2号及び第3号の業務に係るものに限る。（vi）において同じ。）
 - h 多学年学級担当手当
- (ii) 給与条例第9条第1項の規定により管理職手当が支給される職員には、緊急業務呼出手当は、支給しない。
- (iii) 給与条例第18条の2第1項に規定する特定管理職員には、同項の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は、支給しない。
- (iv) 給与条例第21条の6の規定により定時制通信教育手当が支給される職員には、夜間課程勤務手当は、支給しない。
- (v) 社会福祉業務手当の支給される日については、精神障害者診察立会等業務手当（第12条第1項第2号の業務に係るものに限る。（vi）において同じ。）は、支給しない。
- (vi) 次の表の左欄に掲げる手当の支給される日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる手当は支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる手当の額が、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる一の手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる手当は、支給しない。

防疫等作業手当	精神障害者診察立会等業務手当 立入検査等業務手当
災害応急作業等手当	特殊現場等作業手当（第18条第1項第1号の業務及び同項第2号の作業に係るものに限る。） 夜間特殊業務手当 山岳遭難救助作業手当
銃器犯罪捜査従事手当	犯罪捜査等作業手当

- (vii) 同一の日において、次に掲げる手当のうち2以上の手当が支給されることとなる場合には、2以上の手当の額が同額の場合は、従事した時間が最も長いもの、2以上の手当の額が異なる場合は、額が最も高いもの（その額が同額の場合は、従事した時間が最も長いもの）以外の手当は、支給しない。
- a 立入検査等業務手当（第15条第1項第5号の業務に係るものに限る。）
 - b 犯罪捜査等作業手当
 - c 少年警察補導手当
 - d 鑑識手当
 - e 交通取締手当
 - f 警ら手当
 - g 看守手当
 - h 機械保守手当

特殊勤務手当条例
第46条第1項

特殊勤務手当条例
第46条第2項

特殊勤務手当条例
第46条第3項

特殊勤務手当条例
第46条第4項

特殊勤務手当条例
第46条第5項

特殊勤務手当条例
第46条第6項

特殊勤務手当条例
第46条第7項

- i 交通捜査業務手当
- j 術科指導手当

(イ) 支給日

手当は、次の手当を除き、一の給与期間の分を、次の給与期間における給料の支給日に支給する。

- ・船舶乗組手当（第 7 条第 1 項第 1 号の業務に係るものに限る。）は、漁獲物売却後 20 日以内に支給する。

特殊勤務手当条例
第 47 条第 1 項
特殊勤務手当条例
第 47 条第 2 項

支 給 要 件	支 給 額
1 県税事務従事手当（第3条）	
県税事務従事手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 総務部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）又は県税事務所に所属する職員が県税の賦課徴収に関する業務（市町村（一部事務組合を含む。）の職員の職に併任された職員が行う市町村税の徴収に関する業務を含む。以下において同じ。）に従事した場合 ※ 地方税徴収対策室に所属する職員	a 行政職給料表の6～10級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 900 円 b 行政職給料表の4～5級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,100 円 c 行政職給料表の2～3級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 950 円 d 行政職給料表の1級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 700 円
(2) 総務部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）が県税の賦課徴収に関する業務（補助的な業務を含む。）に従事した場合 ※ 総務部税務課に所属する職員	業務に従事した日1日につき 650 円
2 社会福祉業務手当（第4条）	
社会福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 保健福祉事務所に所属する職員が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき、同法第6条に規定する要保護者若しくは被保護者に対する業務で人事委員会規則で定めるもの（※）又は当該業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合 ※ 要保護者又は被保護者の家庭を訪問し、又は訪問しないでこれらの者に面接し、資産状況、健康状態等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、要保護者又は被保護者に対し生活指導を行う等の現業事務	業務に従事した日1日につき 550 円
(2) 保健福祉事務所に所属する職員が児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づき、援護又は育成の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないでこれらの者に面接して行う業務に従事した場合	業務に従事した日1日につき 550 円

(3) 宮城県子ども総合センターに所属する職員が児童又はその家族に係る診療、心理学的な判定若しくは治療又は保健指導に関する業務その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事した場合 ※ 児童又はその家族に係る診療、心理学的な判定若しくは治療又は保健指導に付随する必要な相談に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 450 円
(4) 児童相談所に所属する職員が本務として児童又はその家族に係る心理学的若しくは社会学的な判定又は指導に関する業務その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事した場合 ※ 児童又はその家族に係る心理学的若しくは社会学的な判定又は指導に付随する必要な相談に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 750 円
(5) 児童相談所に所属する職員が本務として児童に係る相談、調査、指導若しくは措置に関する業務又はこれらの業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合	業務に従事した日 1 日につき 1,100 円 〔児童に係る措置に関する業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合にあっては、600 円〕
(6) リハビリテーション支援センター及び女性相談支援センターその他人事委員会規則で定める機関（※1）に所属する職員が身体障害者、知的障害者、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性</u>及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に係る相談、<u>判定若しくは援助に関する業務</u>で人事委員会規則で定めるもの（※2）又はこれらの業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合 ※1 <u>保健福祉事務所</u> ※2 次に掲げる業務 a 身体障害者又は知的障害者に係る更生相談、医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれらに付随する必要な指導に関する業務 b <u>困難な問題を抱える女性に係る相談、医学的又は心理学的な援助並びに一時保護及び情報提供その他の援助に関する業務</u> c 被害者に係る相談、医学的又は心理学的な指導並びに一時保護及び情報提供その他の援助に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 450 円 〔当該業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合にあっては、350 円〕
(7) 宮城県精神保健福祉センターに所属する職員が精神障害者の心理学的な検査及び判定に関する業務その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事した場合 ※ 心理学的な検査及び判定に付随する必要な相談に関する業務	業務に従事した日 1 日につき 450 円
3 技術者養成業務手当（第5条）	
技術者養成業務手当は、次に掲げる場合に支給する。	

(1) 職業能力開発校又は障害者職業能力開発校に所属する職業訓練指導員（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条に規定する職業訓練指導員免許を有する職員をいう。以下同じ。）が、担当する学科及び実技に係る職業訓練の業務その他人事委員会規則で定める業務（※）又はこれらの業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合 ※ 学科及び実技の訓練の担当に付随する指導教程の作成、訓練の準備、学生の生活指導及び就職指導等の業務（学科及び実技の訓練を担当する職員が行う業務に限る。）	a 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,250円 b 行政職給料表の3級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,150円 c 行政職給料表の2級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 950円 d 行政職給料表の1級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 800円
(2) 人事委員会規則で定める機関（※1）に所属する職員のうち本務として農業従事者の養成に関する業務に従事するもので人事委員会規則で定めるもの（※2）が当該業務に従事した場合 ※1 農業大学校 ※2 農業大学校教務部、水田経営学部、園芸学部、畜産学部又はアグリビジネス学部 ※3 農業大学校教務部に所属する職員のうち、部長の職を占める職員、学生の募集、入退学等の身分に関する事務を分掌する班に所属する職員又は農業従事者等の短期研修に関する事務を分掌する班に所属する職員	a 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,240円 b 行政職給料表の3級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 1,000円 c 行政職給料表の2級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 800円 d 行政職給料表の1級の職務にある職員 業務に従事した日1日につき 600円 〔当該業務に間接に従事する職員のうち人事委員会規則で定めるもの（※3）にあつては、当該額にその100分の50を乗じて得た額〕

4 動植物等取扱手当（第6条）	
動植物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) <u>人事委員会規則で定める農政部（※）に所属する職員又は家畜保健衛生所若しくは畜産試験場に所属する職員（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第53条第3項に規定する家畜防疫員に任命されたものに限る。）が家畜の病性鑑定の業務又は家畜の診療、家畜伝染病の予防、防疫に関する業務に従事した場合</u> ※ 農政部畜産課及び家畜防疫対策室	業務に従事した日1日につき 400 円
(2) 人事委員会規則で定める試験研究機関（※）に所属する職員が次に掲げる作業に従事した場合 ※ 畜産試験場 イ 種畜の種付け若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備のために種畜を御する作業 ロ 家畜のとさつ又は解体の作業	a イの作業 作業に従事した日1日につき 300 円 b ロの作業 作業に従事した日1日につき 400 円 c 同一の日において(2)イ及びロの作業に従事した場合には、(2)イの作業に係る手当は、支給しない。
(3) 病虫害防除所に所属する職員が次に掲げる業務に従事した場合 イ 植物検疫又は有害動物若しくは有害植物の発生を予察するための現地調査の業務 ロ 農薬取締りの業務	業務に従事した日1日につき 250 円
(4) 地方振興事務所に所属する職員(人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。)が農薬取締りの業務に従事した場合 ※ 地方振興事務所農業振興部及び地方振興事務所地域事務所農業振興部に所属する職員	
(5) 人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員がと畜検査又はと畜場の監視若しくは指導業務に従事した場合 ※ 食肉衛生検査所	業務に従事した日1日につき 1,100 円
5 船舶乗組手当（第7条）	
船舶乗組手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 職員が海洋総合実習船に乗り組んで行う調査及び試験のために行う水産動植物の採捕（以下「漁ろう試験」という。）の業務又は漁業の実習指導の業務に従事した場合	a 行政職給料表の適用を受ける職員 一航海につき、一航海の漁獲物を売却した代金から所要の経費を差し引いて得た額に100分の12から100分の20まで（教育職給料表（一）の適用を受ける職員が乗り組んだ場合は、100分の12から100分の19まで）の範囲内において、従事した漁ろう試験の種類、漁場及び乗組員数を勘案し、任命権者が定める数を乗じて得た額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める数の範囲内で任命権者が船長の意見を聴いて定める数を職員ごとの当該数の合計で除して得た数（職員が航海の途中で乗船し、又は下船した場合にあっては、当該職員の乗組日数を一航海の全日数で除して得た数を当該数に乗じて得た数）を乗じて得た額

・ 船長兼漁ろう長 1.8から2.5まで ・ 船長、機関長及び漁ろう長 1.5から2.0まで ・ 通信士 1.3から1.6まで ・ 航海士及び機関士 1.05から1.5まで ・ 甲板部員及び機関部員 1.0から1.5まで ・ 司ちゅう員 1.0から1.2まで ・ 見習員 0.6から1.0まで ・ 調査員 1.1から1.2まで b 教育職給料表（一）の適用を受ける職員 業務に従事した日1日につき 2,000 円	
(2) 職員が漁業取締船に乗り組んで行う漁業法（昭和24年法律第267号）その他の漁業関係法規に違反した疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事した場合	1日につき 500 円 〔近海区域又は遠洋区域において当該業務に従事した場合にあっては、業務に従事した日1日につき 750 円〕
(3) 職員が漁業調査指導船に乗り組んで行う海洋観測又は漁ろう試験の業務に従事した場合	1日につき 350 円 〔近海区域又は遠洋区域において当該業務に従事した場合にあっては、業務に従事した日1日につき 600 円〕
(4) 宮城県石巻警察署に所属する警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項に規定する地方警察職員をいう。以下同じ。）が警備艇の操作の業務に従事した場合	1日につき 500 円 〔近海区域又は遠洋区域において当該業務に従事した場合にあっては、業務に従事した日1日につき 750 円〕
6 用地買収等業務手当（第8条）	
用地買収等業務手当は、職員が土地の取得等に伴う調査若しくは交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に伴う調査若しくは交渉の業務で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ 土地の取得等（土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条に掲げる権利、土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件又は土地に属する土石砂れきの取得又は使用をいう。）又は損失の補償について、その権利者、被補償者等と直接面接して行う業務（権利者、被補償者等の立会いで行う土地、建物、立木等の実地調査、測量又は土地の境界確認、代替地等のあつ旋等の業務を含む。）	1日につき 750 円 〔業務が夜間（午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間をいう。）において行われた場合にあっては、950 円〕

7 消防訓練業務手当（第9条）	
消防訓練業務手当は、消防学校その他人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が訓練札式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技訓練の業務に従事したときに支給する。 ※ 防災ヘリコプター管理事務所	業務に従事した日1日につき 560 円
8 航空手当（第10条）	
航空手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機をいう。以下同じ。）に搭乗して行う救助、消火その他これらに類する作業に従事した場合 ※ 防災ヘリコプター管理事務所	作業に従事した時間（航空機が離陸の目的で発進したときから着陸して停止したときまでの時間をいう。（2）及び（4）において同じ。）1時間につき 1,900 円
(2) 警察本部警備部に所属する警察官のうち人事委員会規則で定めるもの（※）が航空機の操縦作業に従事した場合 ※ 警備部警備課に所属する警察官	a 公安職給料表の5～9級の職務にある職員 作業に従事した時間1時間につき 5,100 円 b 公安職給料表の1～4級の職務にある職員 作業に従事した時間1時間につき 3,600 円
(3) 警察本部警備部に所属する警察職員のうち人事委員会規則で定めるもの（※）が航空機に搭乗して行う整備作業（（2）の作業を除く。）に従事した場合 ※ 警備部警備課に所属する警察職員	作業に従事した時間1時間につき 2,200 円
(4) 警察職員が航空機に搭乗して行う警ら、搜索、捜査その他これらに類する作業（（2）、（3）に規定する作業を除く。）に従事した場合	作業に従事した時間1時間につき 1,900 円
(5) (1)から(4)までの規定にかかわらず、次に掲げる作業に従事した時間がある場合には、右欄の額を加算する。 イ 地表又は水面から1,000m以上の高度で30分以上飛行する航空機に搭乗して行う(1)から(4)までの作業 ロ 海上を30分以上飛行する航空機に搭乗して行う(1)の作業 ハ 警察職員が海上を30分以上飛行する航空機に搭乗して行う搜索の作業 ニ 飛行中の航空機から降下して行う救助の作業又はその補助的な作業 ホ イからニまでに準ずるものとして人事委員会規則で定める作業（※） ※ 作業の特殊性又は危険性が特に著しいことを考慮して人事委員会が認めるもの ※ (1)から(4)までの作業ごとの一ヶ月の手当の総額又は(5)の作業ごとの一ヶ月の加算額の総額は、それぞれ手当の額又は加算額に80を乗じて得た額を超えることができない。	(1)及び(4)に掲げる作業中に(5)に掲げる作業に従事した場合 作業に従事した時間1時間につき 570 円加算 (2)に掲げる作業中に(5)に掲げる作業に従事した場合 作業に従事した時間1時間につき 1,530 円加算 (3)に掲げる作業中に(5)に掲げる作業に従事した場合 作業に従事した時間1時間につき 660 円加算

9 防疫等作業手当（第11条）	
防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 職員が、感染症若しくは伝染病（※1）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、次に掲げる作業に従事した場合 イ 感染症又はその疑いのある患者を救護する作業 ロ 感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件を処理する作業 ハ 在宅の感染症又はその疑いのある患者を訪問して行う調査、療養の指導又は看護の作業 ニ 感染症の患者を病院又は診療所に移送する作業 ホ 伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業 ヘ ホに準ずるものとして人事委員会規則で定める作業（※2） ※1 ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する感染症 ② 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、ブルセラ症、結核、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及びニューカッスル病 ③ ①及び②に掲げる感染症又は伝染病に相当するものとして人事委員会規則で定めるもの（※3） ※2 豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業 ※3 ① 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第2条に規定する牛丘疹性口内炎、類鼻疽、破傷風、レプトスピラ症、サルモネラ症、ヘンドラウイルス感染症、野兔病、伝染性膿疱性皮膚炎、ナイロビ羊病、トキソプラズマ症、疥癬、豚丹毒及び鳥結核 ② 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による狂犬病 ③ ①及び②に掲げるもの以外の感染症又は伝染病 レプトスピラ症、リステリア症、サルモネラ症、トキソプラズマ症、クリプトスポリジウム症、肝蛭症、ボツリヌス症及び真菌症	作業に従事した日1日につき 300円 イ～ニの作業のうち、その作業が心身に著しい負担を与えenとして人事委員会規則で定めるもの（※）に従事した場合にあっては、当該額に100分の100に相当する額を加算した額 ※ 感染症又はその疑いのある患者に接して行う作業 ホの作業のうち、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係るものに従事した場合にあっては、 380円 （その作業が著しく危険であるとして人事委員会規則で定める<u>作業（※1）又は心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業（※2）</u>に従事した場合にあっては、<u>1,100円</u> ※1 牛又は豚のと殺の作業 ※2 伝染病の病原体により汚染されている区域内で行うと殺、焼却、埋却若しくは消毒の作業又はこれらに付随する作業

10 精神障害者診察立会等業務手当（第12条）	
精神障害者診察立会等業務手当は、保健福祉部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）又は保健福祉事務所若しくは宮城県精神保健福祉センターに所属する職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。 ※ 保健福祉部精神保健推進室に所属する職員	
(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条の規定に基づく調査（精神障害者若しくはその疑いのある者（以下「精神障害者等」という。）の在宅する家庭を訪問して行うもの又は精神障害者等に面接して行うものに限る。）、診察若しくは立会又は同法第29条第1項若しくは第29条の2第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送の業務	業務に従事した日1日につき 400 円
(2) 精神障害者の在宅する家庭を訪問して行う精神保健、生活指導等の業務又はこれらに準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 回復途上にある精神障害者の社会復帰の促進を図るため、医学的な管理の下に精神障害者に面接して行う相談又は指導の業務のうち、デイケア事業として行う作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等の業務	業務に従事した日1日につき 300 円
11 有害物等取扱手当（第13条）	
有害物等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。	業務に従事した日1日につき 300 円
(1) 人事委員会規則で定める試験研究機関（※）に所属する職員が農薬の分析の業務（連続して4時間以上当該業務に従事する場合に限る。）又は毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）別表第1から別表第3までに規定する毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）を取り扱う業務に従事した場合 ※ 農業・園芸総合研究所又は古川農業試験場	
(2) 人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が毒劇物を取り扱う業務に従事した場合 ※ 環境放射線監視センター、保健環境センター、産業技術総合センター又は <u>水産技術総合センター</u>	
12 野犬等取扱作業手当（第14条）	
野犬等取扱作業手当は、保健福祉事務所その他人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の規定に基づき、次に掲げる作業に従事したときに支給する。 ※ 動物愛護センター	
(1) 犬又は猫の殺処分の作業	作業に従事した日1日につき 450 円
(2) 犬の捕獲、抑留又は引取りの作業	作業に従事した日1日につき 350 円

	※ 同一の日において(1)及び(2)の作業に従事した場合には、(2)の作業に係る手当は、支給しない。
13 鳥獣捕獲等作業手当（第14条の2）	
鳥獣捕獲等作業手当は、環境生活部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は地方振興事務所に所属する職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項に規定する鳥獣の捕獲等の作業で人事委員会規則で定めるもの（※2）に従事したときに支給する。 ※1 環境生活部自然保護課に所属する職員 ※2 頭胴長30cm以上の獣類又は全長40cm以上の鳥類（「タカ目」及び「フクロウ目」に属するものにあつては全長30cm以上）の捕獲等作業	作業に従事した日1日につき 350 円

14 立入検査等業務手当（第15条）	
立入検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。	業務に従事した日1日につき 300円
(1) 復興・危機管理部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は人事委員会規則で定める機関（※2）に所属する職員が次に掲げる業務に従事した場合 ※1 復興・危機管理部消防課に所属する職員（イの業務に従事するものに限る。）又は復興・危機管理部原子力安全対策課に所属する職員（ロの業務に従事するものに限る。） ※2 環境放射線監視センター（ロの業務に限る。） イ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第20条第1項若しくは第3項、第35条第1項又は第62条第1項の規定に基づき、高圧ガスの製造施設に対して行う完成検査、保安検査又は立入検査の業務 ロ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第32条第1項の規定に基づき、原子力事業所の管理区域（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項第3号に規定するものをいう。）において行う立入検査の業務又はこれに準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 昭和53年10月18日及び昭和54年3月17日に締結された女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書第10条の規定に基づき、原子力事業所の管理区域において行う立入調査の業務	
(2) 環境生活部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は保健福祉事務所その他人事委員会規則で定める機関（※2）に所属する職員（※3）が次に掲げる業務（ロからニまで及びへからヌまでに掲げる業務にあつては、連続して2時間以上当該業務に従事した場合に限る。）に従事した場合 ※1 環境生活部環境対策課に所属する公害に関する事務を担当する職員（以下「公害担当職員」という。）、環境生活部食と暮らしの安全推進課に所属する環境衛生監視員若しくは公害担当職員又は環境生活部廃棄物対策課に所属する環境衛生指導員若しくは公害担当職員 ※2 保健環境センター ※3 保健福祉事務所又は保健環境センターに所属する職員のうち立入検査等業務手当が支給される職員は、保健福祉事務所にあつては環境衛生監視員、環境衛生指導員又は公害担当職員に、保健環境センターにあつては公害担当職員に限るものとする。 イ 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第6条第1項又は第8条の規定に基づき、化製場又はこれに準ずる施設に対して行う立入検査の業務 ロ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第20条の規定に基づき、街頭において自動車排出ガス測定器を用いて行う自動車排出ガスの濃度の測定の業務 ハ 大気汚染防止法第26条第1項の規定に基づき、人事委員会規則で定める工場又は事業場（※）に対して行う立入検査の業務 ※ 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第1条に規定する有害物質を排出する者又は同施行令第10条に規定する特定物質を発生する施設を設置している者の工場若しくは事業場 ニ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第18条第1項の規定に基づき、街頭において行う自動車騒音の調査の業務	

- ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１９条第１項又は浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第５３条第２項の規定に基づき、し尿処理施設に対して行う立入検査の業務
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条第１項の規定に基づき、人事委員会規則で定める焼却施設（※）に対して行う立入検査の業務
- ※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）第５条又は第７条に規定する焼却施設
- ト 水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）第２２条第１項又は公害防止条例（昭和４６年宮城県条例第１２号）第７２条第１項の規定に基づき、人事委員会規則で定める工場又は事業場（※）に対して行う立入検査の業務
- ※ ① 水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８号）別表第１に掲げる特定施設のうち第１号、第２号から第５号まで、第１０号から第１２号まで、第１４号、第１６号、第１７号、第１９号、第２１号、第２２号、第２３号、第２４号、第２７号（同号ハ、ホ又はヘに掲げる施設に限る。）、第２８号、第２９号、第３３号から第３５号まで、第３７号（同号ニからヨまでに掲げる施設に限る。）、第４１号、第４２号、第４６号（同号ハに掲げる施設に限る。）、第４７号、第４９号、第５１号、第５８号、第６１号から第６３号まで、第６４号、第６５号、第６６号、第６９号、第７０号又は第７２号から第７４号までに掲げるもの
- ② 公害防止条例施行規則（平成７年宮城県規則第７９号）別表第１に掲げる特定施設のうち同表第３号の表４の項又は６の項に掲げるもの
- チ 水質汚濁防止法第２条第１項に規定する公共用水域において行う作業で人事委員会規則で定めるもの（※）
- ※ 総トン数５トン未満の船舶に乗り組んで行う検体採取又は沖合２km以上の海域で行う採水、採泥等の定点測定
- リ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成１７年法律第５１号）第３０条第２項の規定に基づき、特定特殊自動車の使用者の工場若しくは事業場又は特定特殊自動車の所在すると認められる場所に対して行う立入検査の業務
- ヌ 公害防止条例第７２条第１項の規定に基づき、人事委員会規則で定める工場又は事業場（※）に対して行う立入検査（騒音又は悪臭の測定を伴うものに限る。）の業務
- ※ 公害防止条例施行規則別表第１に掲げる特定施設のうち同表第４号の表又は第６号の表に掲げるものを設置している者の工場又は事業場
- ル 地表からの高さ１０m以上の足場の不安定な場所で行う立入検査の業務
- ロ イからルまでに掲げる立入検査等以外の立入検査等で人事委員会規則で定めるもの（※）
- ※ 業務の特殊性又は危険性が特に著しいことを考慮して人事委員会が認める業務

(3) 保健福祉部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）又は保健福祉事務所に所属する職員が次に掲げる業務に従事した場合

※ 保健福祉部薬務課に所属する職員

イ 急傾斜地（人事委員会規則で定める場所（※）に限る。）若しくは地表からの高さ１０m以上の足場の不安定な場所又は地表からの深さ４m以上の場所において行う立入検査（温泉法（昭和２３年法律第１２５号）第３５条第１項の規定に基づいて行う立入検査をいう。ロにおいて同じ。）又は調査（同法３条第１項、第１１条第１項及び第１５条第１項に規定する許可に係る調査をいう。ロにおいて同じ。）の業務

※ 傾斜度がおおむね４０度以上の土地

ロ 人体に有害な程度の硫化水素が発生する場所（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）において行う立入検査又は調査の業務 ※ 大気中の硫化水素濃度がおおむね20ppmを超える場所	
(4) 計量検定所に所属する職員が計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条に規定する特定計量器（液化石油ガスメーター及び特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）附則第20条に規定する特定大型はかりに限る。）の検定又は検査の業務に従事した場合	
(5) 警察職員が火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第2項、高压ガス保安法第62条第5項又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第33条第2項の規定に基づいて行う立入検査等の業務に従事した場合	
15 死体処理手当（第16条）	
死体処理手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 人事委員会規則で定める社会福祉施設（※）に所属する職員（給与条例別表第五に定める医療職給料表（一）の適用を受けるものを除く。）が次に掲げる作業に従事した場合 ※ 子ども総合センター、さわらび学園、リハビリテーション支援センター又は精神保健福祉センター イ 死体の解剖に係る補助的な作業 ロ 死体の清拭その他人事委員会規則で定める作業（※） ※ 死体の納かん等死体に直接接して行うもの	a イの作業 1日につき 3,200 円 b ロの作業 1日につき 1,000 円 ※ 同一の日において、イ及びロの作業に従事した場合にはロの作業に係る手当は、支給しない。
(2) 警察職員（(3)に規定する人事委員会規則で定めるものを除く。）が次に掲げる作業に従事した場合 イ 死体の解剖に係る補助的な作業 ロ 死体の検視その他人事委員会規則で定める作業（※） ※ 死体の見分若しくはその補助又は死体の納かん、運搬等死体に直接接して行うもの	a イの作業 1体につき 3,200 円 b ロの作業 1体につき 1,600 円 〔 bで、心身に著しい負担を与える作業で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額〕 ※ 溺死体、埋没死体等のうち腐乱が進行し皮膚が容易に剥がれる状態の死体又は航空機事故、軌道事故等による死体のうち手足が轢断される等損傷が著しい死体等を処理するもの

(3) 警察職員のうち本務として死体の検視、検証等の業務に従事するもので人事委員会規則で定めるもの（※１）が死体の解剖に係る補助的な作業又は死体の検視その他人事委員会規則で定める作業（※２）に従事した場合 ※１ 刑事部捜査第一課に所属する総括検視官又は検視官 ※２ 死体の見分若しくはその補助又は死体の納かん、運搬等死体に直接接して行うもの	1 体につき	3,200 円
--	--------	---------

16 特殊現場等作業手当（第18条）	
特殊現場等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 経済商工観光部若しくは土木部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）又は地方振興事務所、土木事務所、港湾事務所その他人事委員会規則で定める機関（※2）に所属する職員が、次に掲げる工事現場等において、測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務に従事した場合 ※1 経済商工観光部産業立地推進課又は土木部建築宅地課、住宅課、営繕課若しくは設備課に所属する職員 ※2 出納局検査課、畜産試験場、王城寺原補償工事事務所又はダム総合事務所 イ 地表又は水面からの高さ10m以上の建築工事、えん堤工事又は橋梁工事の現場その他墜落の危険性が特に著しい現場で人事委員会規則で定めるもの（※） ※① 地表又は水面から完成時の工作物等までの高さが10m以上の現場 ② 建築物又は構築物上の墜落の危険が特に著しい現場 ③ 山、谷又は崖等の40度以上の斜面上で命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が特に著しい現場 ロ トンネルの掘削工事の現場 ハ 沖合における魚礁の設置工事の現場 ニ 地表からの深さ10m以上の現場（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。） ※ 深礎工法による深礎杭の建設又は集水井工法による集水井の建設のために地下10m以上掘削されたたて坑の坑内の現場とする。 ホ イからニまでに掲げる工事現場等以外の工事現場等で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 工事現場の立地条件の特殊性、工事施行上の危険性等が特に著しいことを考慮して人事委員会が認める現場における測量、調査、監督、指示、試験又は検査の業務	業務又は作業に従事した日1日につき 350円 ※ 同一の日において、(3)の職員が(1)の業務又は(2)の作業に従事した場合には(3)の業務に係る手当は、支給しない。
(2) 地方振興事務所、土木事務所（人事委員会規則で定める機関（※1）に限る。）又は港湾事務所に所属する職員が、水上の人事委員会規則で定める場所（※2）において行う灯標又は浮標の保守作業に従事した場合 ※1 気仙沼土木事務所 ※2 暫定航路	
(3) 地方振興事務所、土木事務所その他人事委員会規則で定める機関（※1）に所属する職員が、ダムを管理する業務（以下「管理業務」という。）に従事する場合であって、ダムの水面からの高さ10m以上の場所で墜落の危険性が特に著しいもののうち人事委員会規則で定めるもの（※2）において管理業務に従事したとき又はダムの水面からの高さ10m以上の構造物で墜落の危険性が特に著しいもののうち人事委員会規則で定めるもの（※3）を昇降して管理業務に従事したとき ※1 ダム総合事務所 ※2 ダムのゲート ※3 ダムの小型船舶の発着場又はダムの取水塔	

17 異常圧力内作業手当（第19条）	
異常圧力内作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 水産林政部に所属する職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）が人事委員会規則で定める潜水器具（※2）を着用して漁業に関する調査、試験、検査等の作業に従事した場合 ※1 水産林政部水産業振興課、水産技術総合センターに所属する職員 ※2 ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるもの	以下の潜水深度区分につき 20mまで 潜水1時間につき 310円 20m超30mまで 潜水1時間につき 780円 30m超 潜水1時間につき 1,500円
(2) 宮城県水産高等学校又は宮城県気仙沼向洋高等学校に所属する職員が人事委員会規則で定める潜水器具（※）を着用して海洋等での潜水実習の作業に従事した場合 ※ ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるもの	
(3) 警察本部警備部に所属する警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）が人事委員会規則で定める潜水器具（※2）を着用して人命の救助、捜索、海洋等での潜水訓練等の作業に従事した場合 ※1 宮城県警察機動隊に所属する警察職員 ※2 ヘルメット式潜水器、スキューバ式潜水器その他の潜水器具で空気圧縮機若しくは手押ポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるもの	
18 災害応急作業等手当（第20条、第20条の2、附則第3項～第7項）	
災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 地方振興事務所、土木事務所、港湾事務所その他人事委員会規則で定める機関（※）に所属する職員が次に掲げる作業に従事した場合 ※ 王城寺原補償工事事務所又はダム総合事務所 イ 異常な自然現象（暴風その他人事委員会規則で定める自然現象（※1）をいう。以下同じ。）により重大な災害（大規模な土砂の崩壊その他人事委員会規則で定める災害（※2）をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において巡回し、監視する作業（以下「巡回監視」という。）又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業（人事委員会規則で定める応急的な作業（※3）をいう。以下同じ。）若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。） ※1 豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するもの ※2 決壊、冠水、なだれ、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害 ※3 災害を防止し、又は災害による被害を軽減するために応急的に行う仮道、仮橋、仮締切工、決壊防止工等の工事の施行又はその監督 (i) 河川の堤防その他人事委員会規則で定める場所（※） ※ 河川のせき、水門又は護岸とし、知事が管理する河川ごとに定める警戒水	a イ又はハの巡回監視 (a) 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 600円 (b) 行政職給料表の2～3級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 480円 (c) 行政職給料表の1級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 350円 b イ又はハの応急作業等 (a) 行政職給料表の4～10級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 910円 (b) 行政職給料表の2～3級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき

位を超えている当該水位の観測地点の周辺の河川の堤防、せき、水門又は護岸を含む (ii) 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）内の道路又はその周辺 ※ 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める知事が通行を禁止している道路の区間とする。 ① 知事が定める異常気象時通行規制区間に係る道路通行規制基準に規定する降雨量等があった場合 当該異常気象時通行規制区間 ② 災害が発生し、又は発生するおそれがあるため道路の通行に危険が急迫している場合 ①の区間以外の区間 ロ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第1項の規定に基づき居住者、滞在者その他の者が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害の状況の調査、巡回監視、工事の監督その他人事委員会規則で定める作業（※） ※ 測量、測量の監督等 ハ イ及びロに掲げるもののほか、県が管理する公共土木施設等で人事委員会規則で定めるもの（※1）又はその周辺において異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（人事委員会規則で定める場合（※2）に限る。）に行う巡回監視又は応急作業等 ※1 ① 河川の堤防、せき、護岸又は水門 ② 道路、橋梁、港湾、海岸、砂防施設、治山施設、建設中のダム関係施設又は下水道施設等 ③ 農業用の道路、橋梁、ため池、水路の護岸、頭首工又は樋門 ④ 林業用の道路又は橋梁 ※2 宮城県災害対策本部が設置され、職員に非常配備が指令された場合	730 円 (c) 行政職給料表の1級の職務にある職員 作業に従事した日1日につき 530 円 c ロの作業 作業に従事した日1日につき 910 円
(2) 警察職員が異常な自然現象又は大規模な火事その他人事委員会規則で定める事故（※1）により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難者の救助、通信施設の臨時的な設置、運用若しくは保守、鑑識の作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えるもの（人事委員会規則で定めるもの（※2）に限る。）に従事した場合 ※1 爆発、石油等の漏洩又は流出、船舶の沈没、建築物等の崩壊その他これらに類するもの ※2 ① 警察本部に災害警備本部が設置された場合又は大規模な火事若しくは事故により相当多数の死傷者のある災害が発生した場合において、警察職員が災害警備、遭難者の救助、通信施設の臨時的な設置、運用若しくは保守若しくは鑑識の作業又はこれらに相当する作業に引き続き2日以上従事した場合の当該作業 ② 人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認めるもの	作業に従事した日1日につき 840 円
(3) 次に掲げる場合における(1)又は(2)の手当の額は、右欄のとおりとする。ただし、同一の日において、①及び③に掲げる場合に該当するとき、又は②及び③に掲げる場合に該当するときにあつては、③に定める額とする。	

① (1)イ又はハの作業が日没時から日出時までの間に行われた場合	(1)の額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額
② (2)の作業が著しく危険である場合（人事委員会規則で定める場合（※）に限る。） ※ 次に掲げる場合であって人事委員会が認める場合 ① (2)－※2－①の作業にあつては、従事した日のいずれかの日において人命救助の作業に従事した場合 ② (2)－※2－②の作業にあつては、引き続き 2 日以上従事した場合	(2)の額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額
③ (1)又は(2)の作業が著しく危険である区域（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）で行われた場合 ※ 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）その他の法令に基づき立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域（当該区域の設定又は拡大がなされた時までの間における当該区域と同一地域を含む。）であつて人事委員会が認めるもの	(1)又は(2)の額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額
(4) (1)又は(2)の職員が、それぞれ著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害を除く。）に伴い、それぞれ(1)又は(2)の作業に引き続き 5 日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合	(1)又は(2)の額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額
(5) 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事した時にも、災害応急作業等手当を支給する。 イ 原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（ロにおいて「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業 ロ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により設定された長期間、帰還が困難であることが予想される区域を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（イに掲げるものを除く。）。 ハ 本部長指示により設定された居住が制限される区域を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業（イ又はロに掲げるものを除く。）	a イのうち原子炉建屋（人事委員会規則で定めるものに限る。）内において行うもの 1 日につき 40,000 円 b イのうち a 及び d 以外のものであつて、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。） 1 日につき 20,000 円 c イのうち a、b 及び d 以外のもの 1 日につき 13,300 円 d イのうち人事委員会規則で定める施設（※2）内において行うもの 1 日につき 3,300 円 e ロのうち屋外において行うもの 1 日につき 6,600 円 〔 従事時間が 1 日 4 時間に満たない場合（※3）は 100 分の 60 を乗じて得た額 〕

	f ロのうち屋内において行うもの 1日につき 1,330 円 g ハのうち屋外において行うもの 1日につき 3,300 円 従事時間が1日4時間に満たない場合(※3)は 100分の60を乗じて得た額 h ハのうち屋内において行うもの 1日につき 660 円 ※1 配管等の設備が故障し、又は損傷したことに伴い、漏えいした放射性物質による放射線の被ばくの危険が生じている現場において行う確認の作業 ※2 免震重要棟その他の放射線による人体への影響を防止するように設計された施設(人事委員会が定める施設を除く。) ※3 iにより支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含む。 i 同一の日において、aからhまでの作業のうち2以上に従事した場合には、以下の①又は②以外の手当は支給しない。 ① 2以上の作業に係る手当の額が同額の場合 いずれか一の手当 ② 2以上の作業に係る手当の額が異なる場合 その額が最も高いもの (その額が同額の場合は、いずれか一の手当)
(6) (1)又は(2)の職員が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に伴い、それぞれ(1)のイ若しくはハ又は(2)の作業に引き続き5日以上従事した場合、(1)又は(2)の手当の額は、右欄のとおりとする。	(1)又は(2)の額にその100分の100に相当する額を加算した額
(7) 当分の間、職員が次に掲げる作業に従事した時にも、災害応急作業等手当を支給	a イのうち原子炉建屋(人事

する。 イ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 ロ 本部長指示により帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（イに掲げるものを除く。） ハ 本部長指示により居住制限区域に設定することとされた区域において行う作業（イ又はロに掲げるものを除く。）	委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）内において行うもの 1 日につき 40,000 円 b イのうち a 及び d 以外ののものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会規則で定めるもの（※2）に限る。） 1 日につき 20,000 円 c イのうち a、b 及び d 以外のもの 1 日につき 13,300 円 d イのうち人事委員会規則で定める施設（※3）内において行うもの 1 日につき 3,300 円 e ロのうち屋外において行うもの 1 日につき 6,600 円 〔従事時間が 1 日 4 時間に満たない場合（※4）は 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た額〕 f ロのうち屋内において行うもの 1 日につき 1,330 円 g ハのうち屋外において行うもの 1 日につき 3,300 円 〔従事時間が 1 日 4 時間に満たない場合（※4）は 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得た額〕 h ハのうち屋内において行うもの 1 日につき 660 円 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 1 号機から 4 号機までの原子炉建屋 ※2 配管等の設備が故障し、又は損傷したことに伴い、漏えいした放射性物質による放射線の被ばくの危険が生じている現場において行う確認の作業 ※3 免震重要棟、新事務棟及
---	---

	び新事務本館 ※4 iにより支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含む。 i 同一の日において、aからhまでの作業のうち2以上に従事した場合には、以下の①又は②以外の手当は支給しない。 ① 2以上の作業に係る手当の額が同額の場合 いずれか一の手当 ② 2以上の作業に係る手当の額が異なる場合 その額が最も高いもの (その額が同額の場合は、 いずれか一の手当)
--	---

19 兼務教育職員手当（第21条）	
兼務教育職員手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（以下「公立学校」という。）に所属する職員のうち教育職給料表の適用を受けるものが他の公立学校の校長以外の職を兼ねた場合（人事委員会規則で定める場合（※）に限る。） ※ 県立学校に所属する職員が他の県立学校の職員の職を兼ねた場合、市町村立学校に所属する職員が他の市町村立学校の職員の職を兼ねた場合又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第87条第1項の規定に基づき教育課程を編成している高等学校（以下「連携型高等学校」という。）に所属する職員が同令第75条第1項の規定に基づき教育課程を編成している中学校（以下「連携型中学校」という。）の職員の職を兼ねた場合若しくは連携型中学校に所属する職員が連携型高等学校の職員の職を兼ねた場合	授業に従事した時間1時間につき 500円
(2) 県立の高等学校に所属する職員のうち教育職給料表(一)の適用を受けるもので、全日制の課程若しくは定時制の昼間の課程の勤務を本務とするものが定時制の夜間の課程の授業若しくはその補助的な業務（人事委員会規則で定める業務（※）を含む。以下（2）において同じ。）に従事した場合又は定時制の夜間の課程の勤務を本務とするものが全日制の課程若しくは定時制の昼間の課程の授業若しくはその補助的な業務に従事した場合で、全日制及び定時制の課程を通じ、一の週における当該業務に従事した時間の合計が15時間（全日制の課程の勤務を本務とする職員にあっては、12時間。右欄において「所定の時間」という。）を超えた場合 ※ 授業又はその補助的な業務その他校務	所定の時間を超えて業務に従事した時間1時間につき 600円
(3) 県立の高等学校に所属する職員のうち教育職給料表(一)の適用を受けるもので、全日制の課程又は定時制の課程の勤務を本務とするものが次に掲げる業務に従事した場合 イ 通信制の課程における面接指導の業務 ロ 通信制の課程における添削指導の業務	a イの業務 業務に従事した時間1時間につき 800円 b ロの業務 業務に従事した件数1件につき 100円
20 夜間課程勤務手当（第22条）	
夜間課程勤務手当は、県立の高等学校に所属する職員のうち定時制の夜間の課程の勤務を本務とするもの（人事委員会規則で定めるもの（※）を除く。）が当該課程の業務に従事したときに支給する。 ※ 定時制の夜間の課程及び全日制の課程を併置する県立の高等学校の事務職員	1日につき 190円

21 多学年学級担当手当（第24条）

多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級（人事委員会規則で定めるもの（※1）を含む。）を担当する教育職給料表(二)の適用を受ける職員で次に掲げる職員以外のものが当該学級における授業又は指導で人事委員会規則で定めるもの（※2）に従事したときに支給する。

※1 学年の学齢児童又は学齢生徒を欠くため当該学年の児童又は生徒が存在しない学級

※2 ① 各教科、道徳、特別活動又は総合的な学習の時間の授業

② ①の業務のために必要とされる指導計画及び指導案の作成、教材及び教具の準備、児童又は生徒の成績物の処理、指導要領の作成その他これらに類するもの

③ 学校の教育計画に基づいて、夏季休業時等の休業日において行う課外指導（林間学校、臨海学校等における指導又は進路指導若しくは生活指導をいう。）

④ ①～③に掲げる業務に係る講習会、研究会等の受講

(1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数（人事委員会規則で定める時間数（※）をいう。以下同じ。）の2分の1に満たない職員

※ 標準的な週における週間の各教科、道徳又は総合的な学習の時間の授業の担当授業時間数の合計により算定したもの

(2) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が一週間に付き12時間に満たない職員

a 3以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 授業又は指導に従事した日1日につき

350 円

b 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 授業又は指導に従事した日1日につき

290 円

22 入学者選抜業務手当（第25条）	
入学者選抜業務手当は、県立の中学校又は高等学校に所属する職員のうち教育職給料表の適用を受けるものが県立の中学校又は高等学校に入学させる生徒を選抜する業務で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ 出願書類の審査、学力検査又は作文試験の監督又は採点、面接等の業務	業務に従事した日1日につき 1,000円
23 教員特殊業務手当（第26条）	
教員特殊業務手当は、公立学校に所属する職員で職務の級が教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度（※）に及ぶときに支給する。 ※ ① (1)の業務 次に掲げる日の区分に応じ、それぞれ次に定める程度 イ 学校職員勤務時間条例第4条、第5条若しくは第7条の2第2項に規定する週休日、学校職員勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（学校職員勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は国若しくは県の行事の行われる日で規則9—1（職務に専念する義務の特例に関する規則）第1条第7号の規定に基づき人事委員会が定める日（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条又は第2条に規定する職員にあっては、規則9—1第1条第7号の規定に相当する当該市町村の条例又は規則の規定に基づき定められた日。以下「週休日等」という。）：業務に従事した時間が終日に及ぶ程度（日中7時間45分程度とする。以下同じ。）又はこれと同程度 ロ 4時間の勤務時間（学校職員勤務時間条例第5条に規定する4時間の勤務時間をいう。）のみが割り振られた日又はこれに相当する日（定時制の夜間の課程を担当する職員（以下「夜間課程職員」という。）に係るものを除く。）：業務に従事した時間が正規の勤務時間（学校職員勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）以外の時間のうち、午後0時30分から午後8時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度 ハ イ及びロに掲げる日以外の日（夜間課程職員に係るものを除く。）：業務に従事した時間が正規の勤務時間以外の時間のうち、午後5時15分から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度 ニ 夜間課程職員に係る週休日等以外の日：業務に従事した時間が夜間課程職員以外の職員に係るロ又はハに規定する程度と同程度 ② (2)の業務 その日において業務に従事した時間が7時間45分程度 ③ (3)の業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める程度 イ 宿泊を伴うもの その日において業務に従事した時間が7時間45分程度 ロ 宿泊を伴うもの以外のもの 業務に従事した時間が終日に及ぶ程度又はこれと同程度 ④ (4)の業務 正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が引き続き3時間程度	

(1) 異常な自然現象による災害又は大規模な火事その他人事委員会規則で定める事故（※）による災害（以下「非常災害」という。）時等に学校の管理下において行う緊急の業務で次に掲げるもの ※ 大規模な爆発、列車転覆、船舶の沈没その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事故 イ 非常災害時における児童（幼児を含む。以下同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務で人事委員会規則（※）で定めるもの ※ 非常災害が急迫した状態において行う当該非常災害に備えての準備の業務又は災害直後の復旧の業務でその日において緊急に処理することを必要とする業務 ロ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務その他人事委員会規則（※）で定める業務 ※ 極度の肉体的疲労等に伴う児童又は生徒の救急の業務 ハ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務	a イの業務 業務に従事した日 1 日につき 8,000 円 被害が特に甚大な非常災害（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）の際に心身に著しい負担を与える業務（人事委員会規則で定めるもの（※2）に限る。）に従事した場合にあっては、当該額にその 100 分の 100 に相当する額を加算した額 ※1 災害対策基本法第 24 条の規定による非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 の規定による緊急災害対策本部が設置される災害 ※2 学校の管理下において行われる学校の施設等に避難している児童、生徒等の救援業務 b ロ及びハの業務 業務に従事した日 1 日につき 7,500 円
(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校その他人事委員会規則で定める行事（※）（学校が計画し、かつ、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの ※ 移動教室、スキー学校その他これらに類するもの	業務に従事した日 1 日につき 5,100 円
(3) 人事委員会規則で定める対外運動競技等（※1）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は学校職員勤務時間条例第 4 条、第 5 条若しくは第 7 条の 2 第 2 項に規定する週休日、学校職員勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日（学校職員勤務時間条例第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）若しくは国若しくは県の行事の行われる日で人事委員会規則で定める日（※2）（(4)において「週休日等」という。）に行うもの ※1 対外運動競技等（以下「競技会等」という。）は、次のいずれにも該当するもの（音楽コンクール、演劇コンクールその他これらに類するものを含む。）とする。 ① 競技会等が国若しくは地方公共団体又は市、郡若しくはこれと同等以上の区域を単位とする学校体育団体若しくは教育研究団体の開催するもの ② 競技会等への参加が学校により計画され、実施されるもの（学校教育活動として行われるものに限る。） ※2 規則 9—1 第 1 条第 7 号の規定に基づき人事委員会が定める日（市町村立学校職員給与負担法第 1 条又は第 2 条に規定する職員にあっては、規則 9—1 第	業務に従事した日 1 日につき 5,100 円

1 条第 7 号の規定に相当する当該市町村の条例又は規則の規定に基づき定められた日)	
(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導の業務（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）で週休日等又は学校職員勤務時間条例第 5 条に規定する 4 時間の勤務時間のみが割り振られた日に行うもの ※ 学校における教育活動の一部としてその管理の下に行われる業務で、あらかじめ部活動の指導を担当することとされている職員が、当該担当に係る部活動において児童又は生徒を直接指導する業務（部活動の一部として行われる競技会等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（(3)の業務を除く。）を含む。）とする。	業務に従事した日 1 日につき 2,700 円
24 教育業務連絡指導手当（第 27 条）	
教育業務連絡指導手当は、公立学校に所属する教諭のうち、次に掲げる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるもの（※）の職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。 (1) 教育委員会が定める主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの (2) 市町村（一部事務組合を含む。）の教育委員会が定める主任等で(1)の職務と同様の職務に当たるもの ※ 県立学校の管理に関する規則（昭和 32 年宮城県教育委員会規則第 9 号。以下「県立学校管理規則」という。）第 19 条から第 22 条の 2 まで、第 24 条若しくは第 26 条（以下この条において「主任等設置規定」という。）又は県立学校管理規則の主任等設置規定に相当する当該市町村の教育委員会規則の規定により置かれる主任等で次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、3 学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長若しくは寮務主任、6 学級未満の学校に置かれる研究主任又は 3 学級未満の学年に置かれる学年主任を除くものとする。 ① 小学校 教務主任、学年主任、分校主任、研究主任又は防災主任 ② 中学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、分校主任、研究主任又は防災主任 ③ 義務教育学校 教務主任、学年主任、後期課程におかれる生徒指導主事、研究主任又は防災主任 ④ 高等学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、分校主任、寮務主任又は防災主任 ⑤ 特別支援学校 教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部におかれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、分校主任、研究主任又は防災主任	業務に従事した日 1 日につき 200 円

25 犯罪捜査等作業手当（第28条）	
犯罪捜査等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。	
(1) 警察官が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事した場合	作業に従事した日1日につき 560円
(2) 警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）が(1)の作業に伴う通訳の作業に従事した場合 ※ 警察本部長が指定した通訳官	
26 少年警察補導手当（第29条）	
少年警察補導手当は、警察職員が少年の補導その他人事委員会規則で定める業務（※）に従事したときに支給する。 ※ 少年の街頭補導、家出少年の補導等の少年警察活動	業務に従事した日1日につき 350円
27 鑑識手当（第30条）	
鑑識手当は、警察職員が指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して犯罪鑑識の作業（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）に従事したときに支給する。 ※ 指紋等を利用して行う犯罪鑑識作業（電子情報処理機器の端末を操作して行うデータの検索、抽出及び入力作業を除く。）及び理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定又は実験作業	作業に従事した日1日につき 560円 専ら庁舎の内部において 作業に従事した場合にあ っては、280円
28 交通取締手当（第31条）	
交通取締手当は、警察官が次に掲げる作業に従事した場合（第37条第1項第3号の取締り（暴走族に係る取締り）に係るものを除く。）に支給する。	
(1) 交通取締用自動車（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）に乗り組んで行う交通取締りの作業 ※ 白バイ及び高速道路（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項に規定する自動車専用道路（一般国道48号の区間内の自動車専用道路を除く。））上での交通取締りを行う交通取締用自動車	作業に従事した日1日につき 560円
(2) 交通取締用自動車（(1)に該当するものを除く。）に乗り組んで行う交通取締りの作業	作業に従事した日1日につき 420円
(3) 交通取締りの作業（(1)又は(2)に該当するものを除く。）	a 高速道路（高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法第110条第1項に規定する自動車専用道路（人事委員会が定めるもの（※）を除く。） 作業に従事した日1日につき 460円
(4) 交通整理の作業	

	夜間（午後５時１５分から翌日の午前８時３０分までの間）において作業に従事した場合にあっては、690 円 b 高速道路以外の現場 作業に従事した日１日につき 310 円 夜間において作業に従事した場合にあっては、 460 円 ※ 一般国道４８号の区間内の自動車専用道路
	同一の日において、(1)から(4)までの作業のうち２以上に従事した場合には、以下の①又は②以外の手当は支給しない。 ① ２以上の作業に係る手当の額が同額の場合 いずれか一の手当 ② ２以上の作業に係る手当の額が異なる場合 その額が最も高いもの（その額が同額の場合は、いずれか一の手当）
29 警ら手当（第３２条）	
警ら手当は、警察官が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。	
(1) 警ら用無線自動車又は特殊自動車（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）に<u>乗り組んで行う警らの業務</u> ※ 無線自動車、鑑識車、警備特殊車等	業務に従事した日１日につき 420 円
(2) 立番、見張りによる警戒又は警らの業務（(1)に掲げる業務を除く。）	業務に従事した日１日につき 340 円 同一の日において、(1)及び(2)に従事した場合には、(2)の業務に係る手当は、支給しない。
(3) <u>海上における警戒の業務（海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う業務であって、人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）</u> ※ 次に掲げる作業 a <u>海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島を定める告示（平成２４年警察庁・海上保安庁告示第１号。以下「平成２４年離島告示」という。）１８の項に掲げる区域内に存する離島の基線（領海及び接続水域に関する法律（昭和</u>	業務に従事した日１日につき <u>1,100 円</u>

<u>52年法律第30号）第2条に規定する基線をいう。以下同じ。）に基づき設定された領海内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国政府が所有し又は運行する船舶（以下において「外国公船」という。）の間近に接近して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒の作業（bに規定する作業を除く。）</u> <u>b 平成24年離島告示18の項に掲げる区域内に存する離島の基線に基づき設定された領海又は接続水域内において、我が国の主権を侵害することを意図する外国公船が日本船舶に対して逮捕等を行うことを防止するため、当該公船等の間近に接近して進路規制、警告等を行う巡視船に乗り組んで行う警戒の作業</u>	
30 看守手当（第33条）	
看守手当は、警察職員が被疑者の看守又は護送の業務に従事したときに支給する。	業務に従事した日1日につき 310 円
31 機械保守手当（第34条）	
機械保守手当は、警察本部総務部に所属する警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※）に限る。）が自動車の整備作業に従事したときに支給する。 ※ 総務部装備施設課に所属する警察職員	作業に従事した日1日につき 170 円
32 夜間特殊業務手当（第36条）	
夜間特殊業務手当は、警察職員が正規の勤務時間（職員勤務時間条例第10条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる警備又は犯罪の防止等の業務に従事したときに支給する。	a その勤務時間が深夜の全部（深夜における勤務時間が5時間以上である場合をいう。）を含む勤務である場合 勤務1回につき 1,100 円 b その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 勤務1回につき 730 円 〔 深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、580 円 〕
33 交通捜査業務手当（第37条）	
交通捜査業務手当は、警察官が道路上において次に掲げる業務に従事した場合に支給する。	
(1) 交通事故（人の死亡又は負傷を伴うものに限る。）の捜査の業務	a 高速道路 業務に従事した日1日につき 840 円 〔 夜間（午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間をいう。）において業務に従事した場合にあっては、1,260 円 〕

	b 高速道路以外の現場 業務に従事した日 1 日につき 560 円 〔 夜間において業務に従事した場合にあっては、 840 円 〕
(2) 交通事故（(1)の業務を除く。）の捜査の業務	a 高速道路 業務に従事した日 1 日につき 460 円 〔 夜間において業務に従事した場合にあっては、 690 円 〕 b 高速道路以外の現場 業務に従事した日 1 日につき 310 円 〔 夜間において業務に従事した場合にあっては、460 円 〕
(3) 暴走族に係る捜査又は取締りの業務で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 集団暴走事案、共同危険行為等事案、暴走族同士の対立抗争事案等に係る捜査又は取締りの業務	(1)に同じ
(4) 道路交通法第 22 条の 2 第 1 項に規定する最高速度違反行為、同法第 64 条第 1 項に規定する無免許運転、同法第 65 条第 1 項に規定する酒気帯び運転その他悪質かつ危険な違反行為に係る捜査の業務（(1)から(3)までの捜査の業務を除く。）で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ ① 違反行為に係る車両が逃走した場合における当該車両の追跡の業務 ② 違反行為に係る車両の確保、運転者の逮捕等のために行う捜査の業務	(1)に同じ
	同一の日において、(1)から(4)までの業務のうち 2 以上に従事した場合には、以下の①又は②以外の手当は支給しない。 ① 2 以上の業務に係る手当の額が同額の場合 いずれか一の手当 ② 2 以上の業務に係る手当の額が異なる場合 その額が最も高いもの（その額が同額の場合は、いずれか一の手当）

34 術科指導手当（第38条）	
術科指導手当は、警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※1）に限る。）が警察官に対する拳銃操法その他人事委員会規則で定める術科（※2）の指導の業務に従事したときに支給する。 ※1 警察本部長が任命した主任術科指導員又は警察本部長が指定した術科指導員 ※2 逮捕術、救急法又は柔剣道	業務に従事した日1日につき 300 円
35 爆発物等取締業務手当（第39条）	
爆発物等取締業務手当は、警察職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。	
(1) 爆発物に関する事犯における爆発物又はその疑いのあるものの確認、運搬又は処理の作業	作業に従事した件数1件につき 5,200 円
(2) 特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）の処理作業で人事委員会規則で定めるもの（※） ※ ① 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業 ② 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの	
(3) 特殊危険物質等による被害の危険がある区域内において行う作業で人事委員会規則で定めるもの（※）（(2)に該当する処理作業を除く。） ※ ① 特殊危険物質等の現存する施設等の直近外周等で、警察官等が一般人の立入りを禁止した区域で行う警察活動に係る作業 ② 捜査情報、予告等により特殊危険物質等の現存する可能性が極めて高い施設等で行う警察活動に係る作業	作業に従事した日1日につき 250 円 同一の日において、(2)及び(3)に従事した場合には、(3)の業務に係る手当は、支給しない。
36 緊急業務呼出手当（第40条）	
緊急業務呼出手当は、警察職員が、正規の勤務時間（職員勤務時間条例第11条に規定する休日と職務に専念する義務を免除される時間を除く。）に引き続かない時間において、突発的に発生し、緊急に処理を要する刑事、警備、交通等の事件又は事故の処理の業務に従事するために緊急の呼出し（当該職員が勤務する公署又はこれに準ずる場所以外の場所から呼び出された場合をいう。）を受け、夜間（午後9時から翌日の午前5時までの間をいう。）において、当該業務に従事したときに支給する。	その勤務1回につき 1,240 円
37 山岳遭難救助作業手当（第41条）	
山岳遭難救助作業手当は、警察職員が山岳において著しく危険かつ困難な状況のもとで行う遭難者の救助又は捜索の作業で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ ① 風雨、風雪、雷雨、強風、積雪、濃霧、山火事等の状況下において行う遭難者の救助又は捜索の作業 ② なだれ、落石、崖崩れ、滑落、転落等の恐れがある状況下において行う遭難	作業に従事した日1日につき 600 円

者の救助又は搜索の作業 ③ ザイル、ハーケン、カラビナ、アイゼン、ピッケル、かんじき、縄ばしご等の特殊な装備を使用して行う遭難者の救助又は搜索の作業 ④ 遭難現場等においてビバークをして行う遭難者の救助又は搜索の作業 ⑤ ①～④に掲げる作業に準ずる作業	
38 核原料物質等輸送警備手当（第42条）	
核原料物質等輸送警備手当は、警察職員が核原料物質等（核物質の防護に関する条約附属書Ⅱに規定する第一群の核物質をいう。）の輸送車両に車列の一員として追従し、又は先導して行う輸送警備の業務に従事したときに支給する。	業務に従事した日1日につき 640円
39 銃器犯罪捜査従事手当（第43条）	
銃器犯罪捜査従事手当は、警察官が防弾のための装備を着用し、武器を携帯して次に掲げる業務に従事したときに支給する。	
(1) 銃器又は銃器と思われるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕その他の業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 犯罪現場における現行犯（準現行犯を含む。）逮捕の業務又は人質たてこもり事件における人質救出若しくは当該犯行現場の直近において行う犯人に対する説得の業務	業務に従事した日1日につき 1,640円
(2) 銃器を所持する犯人の逮捕の業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 銃器を使用した犯人又は銃器を所持している犯人（銃器の収集を趣味とするものを除く。）の逮捕業務	業務に従事した日1日につき 1,100円
(3) (1)の業務に付随して行われる業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ 犯罪現場に配置されて行う業務で、配置場所が、当該現場から見通せる位置にあり、かつ、当該犯人が所持する銃器の有効射程範囲内にある場合の業務（犯罪現場の周辺において行われる交通整理及び規制、住民の避難誘導並びに広報の業務を除く。）	
(4) (2)の業務に付随して行われる業務（銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）のうち人事委員会規則で定めるもの（※） ※ (3)※と同じ	業務に従事した日1日につき 820円
(5) 銃器が使用された暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の対立抗争に関する事件に伴う暴力団の事務所その他人事委員会規則で定める場所（※1）において行う業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※2） ※1 暴力団（条例第43条第1項第5号に規定する暴力団をいう。）の幹部の居宅とし、同号に規定する暴力団の事務所又は当該暴力団の幹部の居宅の直近を含む ※2 固定配置の形態により行われる張付け警戒の業務（通常業務の途中において当該事務所等の付近を一定時間の間に数回通過して警戒する等により行われる流動警戒の場合を除く。）	

(6) 暴力団その他人事委員会規則で定めるもの（※１）（以下「暴力団等」という。）から危害が加えられるおそれがある者として人事委員会規則で定めるもの（※２）に対して暴力団等から危害が加えられることを未然に防止するために行う業務のうち人事委員会規則で定めるもの（※３） ※１ 暴力団に準ずるものとして人事委員会が定めるもの（「保護対策実施要綱の制定について（平成２３年１２月２２日付け警察庁乙刑発第１１号、乙官発第１８号、乙生発第１１号、乙交発第１１号、乙備発第１２号、乙情発第１１号）」の保護対策要綱（以下「要綱」という。）第２の１に掲げる暴力団等（暴力団を除く）） ※２ 人事委員会が定める者（要綱第２の２の（１）から（６）に掲げる者）のうちから、警察本部長が指定する者 ※３ ※２に該当する者（以下「保護対象者」という。）の直近又は周辺における警戒の業務（要綱第４の２の（１）により警察本部長が身辺警備員として指定する者が行うものに限る。）又は保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地の施設等の周辺における警戒の業務（固定配置の形態により行われるものに限る。）	
40 身辺警護等作業手当（第４４条）	
身辺警護等作業手当は、警察官（人事委員会規則で定めるもの（※１）に限る。）が皇族の警衛の業務又は人事委員会規則で定める警護対象者（※２）の警護の業務に従事したときに支給する。 ※１ 皇族の警衛を行う身辺警衛員又はその他の警護対象者の警護を行う身辺警護員 ※２ 警護要則（令和４年国家公安委員会規則第１５号）第２条第１号に規定する者	業務に従事した日１日につき 640 円 天皇又は皇后、皇太子、皇太子妃その他人事委員会規則で定める皇族（※）の警衛及び警護対象者の警護にあつては、１,１５０円 ※上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃又は悠仁親王
41 海外犯罪情報収集作業手当（第４５条）	
海外犯罪情報収集作業手当は、警察官が日本国外において犯罪の捜査に関する情報収集の業務で人事委員会規則で定めるもの（※）に従事したときに支給する。 ※ 次の各号いずれにも該当する業務 ① 特定の個人又は団体についての犯罪に関する調査のための情報収集業務 ② 現地の公的機関等に所属する職員等が同行しない業務 ③ 当該業務に従事する時間が１時間以上であり、かつ、危険な地域において行う業務	業務に従事した日１日につき 1,１００円
42 犯罪被害者等支援業務手当（第４５条の２）	
犯罪被害者等支援業務手当は、警察本部警務部に所属する警察職員（人事委員会規則で定めるもの（※１）に限る。）が犯罪等により害を被った者又はその家族に対する支援又は相談に関する業務で人事委員会規則で定めるもの（※２）に従事したときに支給する。 ※１ 警務部警務課に所属する職員で、次に掲げる要件を満たしているもの ① <u>公認心理師の資格を有する者</u> ② <u>公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有</u>	業務に従事した日１日につき <u>750 円</u>

する者 ※2 現場検証、事情聴取等への付添い、取材又は報道に対する防御支援等の直接支援の業務及び精神的緩和措置のカウンセリング等の相談業務	
---	--